県南広域振興局長告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年7月22日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢大籠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
ー関市藤沢町藤沢字早道7番地先から字塒ケ森18番1地先	新	m	m
まで		38.4~11.3	1, 066. 1
	旧	34.5~9.6	1, 066. 1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成26年7月22日から同年8月22日まで